

(第2編)

第3章 司法警察

第282条 司法警察の目的は、また、司法警察を構成するすべての者に義務付けられていることは、その(管轄)領域またはその区画内で犯された犯罪を調査し、その権限に応じて犯罪を確認し、犯罪者を発見するために必要な手続きを実行し、消滅の危険にさらされる犯罪のあらゆる物品、文書または証拠を収集し、司法機関の裁量に委ねることにある。被害者が司法警察に接触した場合、司法警察は現行法で規定される教示義務を履行する。さらに、被害者の個人的状況を評価し、適切な保護を確保するために暫定的に採用されるべき保護措置を決定する。ただし、裁判官または裁判所にその採用が対応する最終判断を害しない。

犯罪が正当な当事者の要請によってのみ追求できるものである場合で、その目的で要求される場合、(司法警察は)前段で述べたのと同じ義務を負う。告発がない場合でも、知的所有権および工業所有権に関連する犯罪の予防・確保の最初の手続き(primeras diligencias: 前掲、第13条参照)の実行を妨げない。

(本条の最終改訂。2015年)

第282条の2 ① 前条規定のため、および、組織犯罪に関連する活動に影響を与える捜査に係わる場合、管轄予審裁判官または(裁判官に直ちに報告して)検察庁は、理由付き裁定を通して、捜査目的の必要性を考慮して、司法警察職員に、偽装身元(identidad supuesta)の下で行動する、また、犯罪の目的物、物品および道具を取得および輸送する、並びに、それらの没収を延期する権限を与えることができる。偽装身元は内務省によって6月間付与され、同期間延長可能であり、特定の捜査のあらゆる側面で行動し、そのような規定に基づいて法的取引および社会的取引に参加する正当な権利が与えられる。

これを取り決める裁定には、警察官の本名と、特定のケースでその者が行動する際の偽装身元を記載しなければならない。裁定は秘密とされ、適切な安全を確保して訴訟手続き外で保管されなければならない。

隠蔽捜査官(agente encubierto)が受け取った情報は、捜査を許可した者にできるだけ早く知らせなければならない。さらに、そのような情報はその総体で訴訟手続きに提供されなければならない、管轄司法機関によって良心的に評価される。

② 第1項の規定に従って偽装身元で捜査に従事した司法警察職員は、自らが介入した事件から生じ得る訴訟手続きにおいて証言する場合には、その(偽装)身元を保持することができる、また、そのように理由付き司法裁定によって決められた場合、1994年12月23日の基本法19/1994(Ley Orgánica)の規定も適用される。

いかなる司法警察の職員は隠蔽捜査官としての活動を強制されない。

③ 捜査手続きが基本的権利に影響を与える可能性がある場合、隠蔽捜査官は、憲法および法律がその目的のために規定する許可を管轄司法機関に要求しなければならない、また、適用される他のすべての法規定を遵守しなければならない。

④ 本条第1項に示す目的のために、次の犯罪の1つまたは複数の実行をその目的とする（犯罪）行為を永続的または繰り返し実施する3人以上の団体は組織犯罪とみなされる。

- a) 刑法第156条の2に規定される、人間の臓器の取得、違法取引およびその移植の犯罪。
- b) 刑法第164条から第166条に規定される誘拐の犯罪。
- c) 刑法第177条の2に規定される人身売買の犯罪。
- d) 刑法第187条から第189条に規定される売春に係わる犯罪。
- e) 刑法第237条、第243条、第244条、第248条および第301条に規定される財産に対する犯罪および社会経済的秩序に反する犯罪。
- f) 刑法第270条から第277条に規定される知的所有権および工業所有権に関する犯罪。
- g) 刑法第312条および第313条に規定される労働者の権利に反する犯罪。
- h) 刑法第318条の2に規定される外国人市民の権利に反する犯罪。
- i) 刑法第332条および第334条に規定されている絶滅危惧種の動植物の密売の犯罪。
- j) 刑法第345条に規定される核物質および放射性物質の密売の犯罪。
- k) 刑法第368条から第373条に規定されている公衆衛生に関する犯罪。
- l) 刑法第386条に規定される通貨偽造の犯罪、および、刑法第399条の2に規定されるクレジットカードまたはデビットカードまたはトラベラーズチェックの偽造の犯罪。
- m) 刑法第566条から第568条に規定されている武器、軍需品または爆発物の密売および倉庫保管の犯罪。
- n) 刑法第572条から第578条に規定されるテロ犯罪。
- o) 1995年12月12日の12/1995密輸の抑圧に関する基本法(Ley Orgánica de represión del contrabando)の第2条第1項eに規定されている歴史遺産に対する犯罪。

⑤ 隠蔽捜査官は、捜査の進展の必然的な結果となる行為に対する刑事責任を免除される。ただし、捜査の目的との相応の均衡を維持し、犯罪を誘発するものでない場合に限る。

捜査目的で行われた行為により隠蔽捜査官に対して刑事訴訟を開始するためには、事件を審理する権限を有する裁判官は、捜査における隠蔽捜査官の行為を認識すると直ぐに、そのような状況に関連する報告を、偽装身元を承認した者に要求し、それに留意して、自己の基準で適切なものを裁定する。

⑥ 予審裁判官は、本条第4項で言及される犯罪、または、第588条の2のaに規定される犯罪のいずれかを明らかにする目的で、司法警察職員が閉鎖通信チャネ

ルで(canales cerrados de comunicación)行われる通信において偽装身分で行動することを許可できる。

特別な許可を得た隠蔽コンピュータ捜査官は、そのコンテンツのために違法なファイルを自ら交換または送信でき、また、当該違法なファイルを識別するために適用されるアルゴリズムの結果を分析できる。

⑦ 隠蔽捜査官により実施されている捜査の進展中、管轄裁判官は、捜査官と被捜査者との間で予定される邂逅における画像の取得および会話の録音を、ある住居の内部で展開されたとしても、許可できる。

(本条の新設。1999年)(本条の最終改訂。2015年)

第283条 次の者は、司法警察を構成し、刑事事件において管轄裁判官および裁判所並びに検察官の補佐を務め、犯罪の捜査と犯罪者の追求のためにこれら当局から受け取る指示に従う義務を負う：

一。 公安を担当する、および、あらゆる犯罪または特定の犯罪の追求を担当する行政当局。

二。 その名称は何であれ、治安警察(policia de seguridad)の雇員または吏員。

三。 市長、助役そして区長(alcalde de barrio)。

四。 治安警備隊(Guardia Civil)または犯罪者の追求に専念するその他の部隊(fuerza)の長、士官および兵。

五。 監視員、警備員および都市または地方の警察のその他の職員。

六。 山岳、野原および田園のレンジャーで、宣誓している、または、行政によって承認されている者。

七。 監獄の特別部隊の職員。

八。 裁判所の執行吏(Agente judicial)および廷吏。

九。 中央交通本部(Jefatura Central de Tráfico)に所属し、事故の技術的調査を担当する職員。

第284条 ① 司法警察官は、ある公犯罪(*delito público)を認識した場合、または、何らかの親告罪(delito privado)のために訴訟手続きの予審の準備を要請された場合、直ちに司法当局または検察庁の代表者に、予防手続き(*diligencias de prevención)の実行を止めることなく(通報)できる場合は、通報する。それ以外の場合は、予防手続きが完了したときに行う。

(訳者注：delito público(公犯罪)とは、職権で訴追できる犯罪である。)

(訳者注：diligencias de prevención(予防手続き)とは、仮保全措置の一種で、危害を防止するため、または、犯罪捜査成果を確実にするために取られる措置。)

② それにも関わらず、犯罪の知れたる加害者がいない場合、司法警察は、調書を検察庁および司法当局の自由裁量に委ねて、送付することなく、保管する。ただし、次のいずれかの状況が発生する場合を除く：

a) 生命に対する犯罪、身体的完全性に対する犯罪、性的自由・安全に対する犯罪、または汚職に関連した犯罪である場合。

b) 調書の（作成）開始から 72 時間が経過した後何らかの手続きが実行され、これらがなんらかの結果を得ていた場合。

c) 検察庁または司法当局がその送付を要求した場合。

2015 年 4 月 27 日法律 4/2015 犯罪被害者法 (Ley del Estatuto de la Víctima del delito) 第 6 条で認められた権利に従い、司法警察は告発人に、72 時間以内に犯人が特定されない場合、訴訟手続きは司法当局に付託されないと通知する。ただし、（告発人が）検察庁または予審裁判所に告発を繰り返す権利を害しない。

③ 犯罪に関連する可能性のあるあらゆる種類の武器、道具または物品が収集された場合、また、それらが犯罪が行われた場所またはその近くで発見される（場合）、あるいは、犯罪者またはその他の知れたる当事者の支配下にある場合には、発見された場所、時間および機会を記載した報告書が発行される。これには、それらの全体像と発見の状況を示す詳細な説明が含まれる。これは図面による報告に置き換えることもできる。報告書には、発見物の所持者が署名する。

④ 犯罪被害者に属する可能性のある物品の没収は、被害者に通知される。没収の影響を受けた者は、第 334 条第 3 段の規定に従って、いつでも予審裁判官に対してその措置に対して不服申立てできる。

（本条の最終改訂。2015 年）

第 285 条 （捜査等）行為をしている司法警察官よりも上位の者が参入した場合、前者は自らの行動をすべて後者に報告し、以後の自由裁量に委ねなければならない。

第 286 条 予審裁判官または治安裁判官が予審手続きを着手した場合、当局または警察職員が講じた予防手続きは停止し、後者は、その予防手続きおよび収集した犯罪に関連する物品をただちに当該裁判官に引き渡さなければならない、また、逮捕した者がいる場合は、その（裁判官の）処分に委ねる。

第 287 条 司法警察を構成する公務員は、それぞれの権限に応じて、犯罪の確認および犯罪者の捜査について検察庁の公務員から委託される手続き、および、予審裁判官または治安裁判官が訴訟事件の進行中に委任するその他全ての手続きを遅滞なく実行する。

第 288 条 検察庁、予審裁判官および治安裁判官は、本章のすべての目的のために、司法警察官と、その階級が何であれ、直接対応することができる。しかし、それら（司法警察官）に要求する業務が（捜査）待機を意味する場合、その司法警察官からの直接の支援が必要でない間は、その司法警察官のそれぞれの上司と話しをしな

なければならない。

第 289 条 何らかの理由で、検察庁、予審裁判官、治安裁判官あるいは最初の手続き (primeras diligencias : 前掲) を準備した当局またはその職員から受け取った要請または命令を履行できない司法警察官は、その旨を要請または命令した者に、それを実行する別の方法を提供できるように、直ちに知らせる。

第 290 条 (履行しない) 理由が正当でない場合、命令または要請を行った者は、その旨を (業務を) 回避した者の上司に、(その者が) 法律に従ってより大きな責任を負わない場合、(その者を) 懲戒処分するため、通知する。

上司は、その部下について採用した (懲戒処分の) 決定を苦情を申立てた当局またはその職員に通知する。

第 291 条 予審裁判官、治安裁判官または司法警察官から要請された援助を提供できなかったいかなる治安機関 (fuerza pública) の長も、第 289 条の規定に従う。

要請を行った者は、適式に、また、前条の各段に定められた目的のために、(業務を) 回避した者の直属の上司に通知する。

第 292 条 司法警察官は、封印紙 (papel sellado) または普通紙で、実行した手続きの調書を作成する。これには、調査した事実を正確に特定し、受けた陳述と情報を挿入し、また、犯罪の証拠または徴候となる可能性のあるすべての観察した状況を記載する。

司法警察は、そのデータベースに記録がある場合、以前の逮捕とその出頭・捜索命令状の存在を説明する報告書を調書とともに送付する。

(本条の最終改訂。2003 年)

第 293 条 (警察) 調書には作成者が署名し、印鑑を使用している場合には全ページにイニシャルと共に押印される。

調書で関連する手続きに介入した者、専門家および証人は、それらの者に関する部分に署名するよう求められる。そうしない場合には、その理由を述べる。

第 294 条 調書作成すべき警察官が調書を作成できなかった場合、これは詳細な口頭報告に置き換えられる。口頭報告は、調書の提出先となる検察庁職員、予審裁判官または治安裁判官が調書が通常の方法で作成されなかった理由を記載して、公証方式で文書化される。

第 295 条 いずれにしても、司法警察官は、不可抗力の場合および第 284 条第 2 項の規定に基づく場合を除き、自らが実施した (捜査) 手続きを司法当局または検察

庁に通知するまでに 24 時間を超えてはならない。

この規定に違反した者は、その不作為が犯罪と評価されるに値しない場合には、250 ペセタから 1,000 ペセタの罰金の懲戒処分を受ける、同時にそのような違反は一回目は重い軽罪 (falta grave: falta は 2015 年に delito leve に名称変更された) とみなされ、2 回の違反は非常に重い軽罪 (falta muy grave) となる。

24 時間の制限時間を超えずに、情報の提供を必要以上に遅らせた者は、100 ペセタから 350 ペセタの罰金の懲戒処分を受ける、さらに、この違反は、人事考課のために、1 回目は軽い軽罪 (falta leve) に相当し、2 回目は重い軽罪となり、以降は非常に重い軽罪となる。

(本条の最終改訂。2015 年)

第 296 条 司法当局または検察庁の命令または要請により (捜査) 手続きが実施された場合、得られた結果を、命令または要請で設定された期間内に通知する。

第 297 条 実施された捜査の結果として司法警察官が作成した調書およびそれらの者がなした (見解の) 表明は、法的効果のために告発とみなされる。

司法警察官がなしたその他のすべての陳述は署名されなければならない、それら (陳述) は自己の知見の事実に関しての限り、証人陳述 (declaración testifical) とみなされる。

いずれにせよ、司法警察官は、(捜査) 手続きを実施する際には法的様式を厳格に遵守する義務があり、法律が許可していない捜査方法は自らの責任で使用しない。

第 298 条 予審裁判官および検察官は、その監督下で司法警察サービスを提供する公務員の行動を内密の記録帳で評価し、その記録帳を参照して半年ごとに各公務員の上司に、適切な目的のために、それらの者の行動の根拠のある評価を通知する。

本法に従って懲戒処分を受ける司法警察官が、(捜査) 手続きにおいて軽罪を犯したと認定する司法当局または検察官よりも上位の地位にある場合、これら (司法当局または検察官) は自身で懲戒処分を科すことを控え、懲戒されるべき者の直属の上司に起こった事を知らせることに限定する。